

春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

春日部市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年条例第30号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(勤勉手当) 第17条 勤勉手当は、職員の <u>人事評価の結果及び勤務の状況</u> に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。	(勤勉手当) 第17条 勤勉手当は、職員の <u>勤務成績</u> に応じ、かつ、企業の経営状況を考慮して支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(勤勉手当に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成31年3月31日までの間（病院事業管理者が定める職員にあっては、この条例の施行の日から平成33年3月31日までの間）における改正後の第17条の規定の適用については、同条中「人事評価の結果及び勤務の状況」とあるのは、「勤務成績」とする。